

神奈川県男女共同参画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとします。

2 一般席の定員は、原則として10人以内とし、審議会の開催の都度、審議会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定めます。

(傍聴の申込方法)

第3条 傍聴の申込は、審議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとします。

(傍聴人の決定)

第4条 傍聴申込者の数が、定員に満たない場合は傍聴申込者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定します。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができません。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはなりません。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはなりません。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができます。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができます。

(部会への準用)

第9条 第2条から第8条までの規定は、審議会の部会については当分の間、適用しません。

(実施細目)

第10条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この要領は、平成14年6月10日から施行します。